（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)　衛生管理区域に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び当該衛生管理区域への入りの年月日、その目的（所属等（区域に車両を入れる場合の実施の有無を含む。）並びに当該車両の消毒の実施の有無をいう。以下同じ。）

(2)　従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3)　導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)　飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6)　家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

（通報ルールの作成等）

5　飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に管理者があつて、当該管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報する場合にあつては当該管理者に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

（獣医師等の健康管理指導）

6　農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家畜の所有者は、いのししの野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、26及び28について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

（飼養環境に関する事項）

（衛生管理区域の設定）

8　農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等により分けて、両区域の場所が明確に分かるようにすること。

衛生管理区域は、家畜の飼養の場所（畜舎という。）に直接接触する物品の保管場所並びに畜舎に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

（放牧制限の準備）

9　放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

（埋却等の準備）

10　法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

（愛玩動物の飼育禁止）

11　猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

（家畜に関する事項）

（密飼いの防止）

12　家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

（人に関する事項）

（衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限）

13　必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該施設における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持ち込み及び持出しを防止するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

（他の畜産関係施設等に立ち入つた者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置）

14　当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入つた者（当該農場の従業者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

15　衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

16　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る者に対し、着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、こ